

消費料確認通知書

管理番号 平成21年 (サ) 第13533号

この度、貴方が契約会社に対して行っている料金の未払いもしくは契約不履行に当該会社が管轄裁判所に訴状申請した事を通告知します。

訴訟内容、取り下げ最終期日につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは原告側からの最終勧告、また御本人様と訴訟内容を確認する機関であり、当センターが威力に於いて訴訟を起しているのではありません。

個人情報保護法に基づき御本人様からのご連絡お願い致します。

このまま連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。尚も放置しておくと、相手方の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえ等をされてしまう事がありますので、ご注意ください。

※ 最近、個人情報を悪用する手口も見受けられますので、万が一身に覚えが無い場合は急にご連絡下さい。

相談受付時間 9:00～17:30 (土・日・祭日を除く)

本件連絡先 (消費相談課) 03-

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-1 西尾ビル7F

日本消費者支援センター